

# 山形県障害者スポーツ指導者協議会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、山形県障害者スポーツ指導者協議会（以下「協議会」と呼称する）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を山形市大字大森385番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、会員相互の親睦交流を図り、障がい者スポーツの普及・振興に寄与し、障がい者の特性に応じたスポーツの指導体制を確立するとともに、指導者の資質と指導力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行うことができる。

- (1) 障がい者スポーツ等の研究活動並びに会員相互の情報交換
- (2) 障がい者スポーツ指導員研修会の開催
- (3) 障がい者スポーツの普及活動並びにスポーツの指導
- (4) 障がい者スポーツ団体等への支援協力
- (5) 障がい者スポーツ事業に関し、上部団体等の委託事業の受託

## 第3章 会 員

(組織及び会員)

第5条 (公財)日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者（以下「スポーツ指導者」と呼称する）として登録し、山形県に在籍する次の指導者をもって構成する。

- ①上級スポーツ指導員
- ②中級スポーツ指導員
- ③初級スポーツ指導員
- ④スポーツコーチ

(入会及び退会)

第6条 (公財)日本障がい者スポーツ協会に登録したスポーツ指導者は、自動的に会員となる。

- 2 スポーツ指導者の未登録者（未更新）は、資格を喪失し退会したものみなす。
- 3 前項により退会となり、復権届の手続きにより資格を回復したものは、自動的に会員になる。その場合、復権した旨を会長に報告をしなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の決議に基づき会費を納入しなければならない。

①会費の額は年間1,000円とする。

## 第4章 役員及び顧問

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 若干名

2 役員は、監事を除き兼務することができる。

3 必要あるときは、専門部長（会）を置くことができる。

(1) 専門部長（会）については、会長が別に定める。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において選出する。

(役員の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が必要と認めたときは、筆頭副会長がその職務を代行する。

3 会計は、協議会の会計事務を行う。

4 監事は、協議会の業務の執行及び会計に関して監査を行う。

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(顧問)

第12条 協議会は、顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を経て会長が委嘱する。

## 第5章 会議

(三役会)

第13条 三役会は、会長、副会長及び事務局長の会議とし、緊急処理を必要とされる都度開催し、処理事項は、次回の役員会、又は総会の承認を得るものとする。

2 三役会は、会長がこれを招集する。

3 三役会の議長は、会長が務める。

4 三役会に、会長が必要と認めた場合、関係者の出席を認めることができる。

(役員会)

- 第14条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、監事及び事務局長をもって組織し、年1回以上開催するものとする。
- 2 役員会は、会長がこれを招集する。
  - 3 役員会は次の事項について協議する。
    - (1) 総会に付議する事業計画及び収支予算
    - (2) 事業報告及び収支決算
    - (3) 総会に関し必要な事項。
    - (4) 協議会の運営に関する重要な事項で、会長が必要と認める事項。
  - 4 役員会の議長は、会長が務める。
  - 5 役員会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立する。
  - 6 役員会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
  - 7 役員会に、会長が必要と認めた場合、専門部長、処理事項関係者の出席を認めることができる。

(総会)

- 第15条 定例の総会は、原則として毎年4月に開催する。ただし、会長が必要であると認めた場合は、臨時の総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長がこれを招集する。
  - 3 総会は次の事項について議決する。
    - (1) 事業計画及び収支予算の決定
    - (2) 事業報告及び収支決算の承認
    - (3) 役員を選出
    - (4) 会則の制定及び改廃
    - (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項で、会長が必要と認める事項。
  - 4 総会の議長はその都度出席者の中から選出する。
  - 5 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立する。但し、あらかじめ委任の意志を表示した者は出席者とみなすことができる。
  - 6 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

## 第6章 会 計

(会計)

- 第16条 協議会の会計は、次のとおりとする。
- (1) 会費
  - (2) 補助金、助成金及び委託金
  - (3) ブロックからの分配金
  - (4) 寄付金品
  - (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

- 第17条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、役員会を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第18条 協議会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第20条 協議会は、事務局を山形県身体障害者福祉会館内に置き、事務局長を置く。

2 事務局長は、協議会の事務及び業務を行う。

3 事務局長は、総会において選出する。

## 第8章 会則の変更

(会則の変更)

第21条 この会則は、役員会の協議を経、かつ、総会において出席者数の3分の2以上の議決を得なければ、変更することができない。

## 第9章 雑 則

(雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

2 協議会は、備品及びその他帳簿を備えるものとする。

## 付 則

この会則は、平成7年4月9日に制定し同年4月1日に溯り施行する。

平成9年5月11日一部改正同年4月1日に溯り施行する。

平成11年5月16日一部改正同年6月1日から施行する。

平成13年4月29日一部改正同年6月1日から施行する。

平成22年4月25日一部改正同年5月1日から施行する。

平成24年4月22日一部改正同年4月1日に溯り施行する。

平成27年4月19日一部改正同年4月1日に溯り施行する。